

## 1 納める方は

酒類製造者(酒類を外国から輸入する場合は輸入者)

この税は販売価格に含まれ、最終的には消費者の方に負担していただくことになります。

## 2 納める額は

### ● 税 率

(令和5年4月現在)

品 目	区 分	容 量 ミリリットル	アルコール分 %	酒税額 円
清酒		1,800	15.0	198.00
連続式蒸留焼酎		1,800	25.0	450.00
単式蒸留焼酎		1,800	25.0	450.00
果実酒		750	11.0	67.50
ウイスキー		700	43.0	301.00
ビール		350	5.0	70.00
発泡酒(麦芽比率25%未満のもの)		350	5.5	46.99
その他の醸造酒(発泡性②)		350	5.0	37.80
リキュール(発泡性②)		350	5.0	37.80

(注) 令和5年10月1日以降、一部品目の税率の変更に伴い、酒税額が変更されます。